

デジタル改革の動向、 デジタルを利用した自治体業務の効率化

令和3年11月15日(月) 国と地方のシステムWG 御説明資料

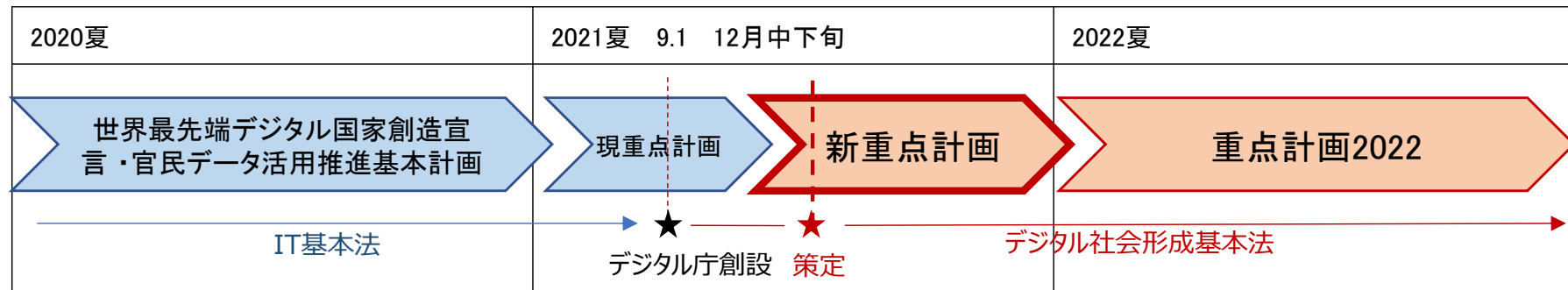
デジタル庁

デジタル改革のこれまでの経緯について

令和3年9月6日デジタル社会推進会議資料

- 
- 令和2年9月 デジタル改革関係閣僚会議 **総理指示**（デジタル庁の設置・IT基本法の抜本改正に係る法案提出）
- ＜デジタル改革関連法案WG・マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG等における議論＞
- 令和2年12月 「**デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針**」、
「**デジタル・ガバメント実行計画**」を閣議決定
- 令和3年2月 **デジタル改革関連法案**を閣議決定・国会提出
- ※①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、
④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案、⑤預貯金者の意思に基づく個人
番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の6法案。
- 令和3年5月 デジタル改革関連法案が**国会審議を経て成立**・公布
- 令和3年6月 「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」を閣議決定
- ※本年9月のデジタル庁の創設を待つことなく、新法（デジタル社会形成基本法）に基づく重点計画を先取りする形で、
デジタル社会の実現に向けて迅速かつ重点的に講ずべき施策を明らかにしたもの
- 令和3年9月1日 **デジタル庁の発足**

- デジタル社会形成基本法の規定に基づき、9月のデジタル庁創設後初めての「重点計画」（以下「新重点計画」という。）を**12月中下旬の閣議決定を目指して策定**する。



- 新重点計画の策定に当たっては、「**当面のデジタル改革における主な項目**」を盛り込むとともに、昨年12月に閣議決定した**デジタル・ガバメント実行計画**及び本年6月に閣議決定した**重点計画**のフォローアップを行いつつ、デジタル大臣が開催する「**デジタル社会構想会議**」において**有識者の意見を聴く**。
- また、**地方6団体、NISC、個人情報保護委員会に対する法定の意見聴取**に加え、パブリックコメント手続等により**広く国民からの意見も募集**する。

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化を目指す姿

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）】

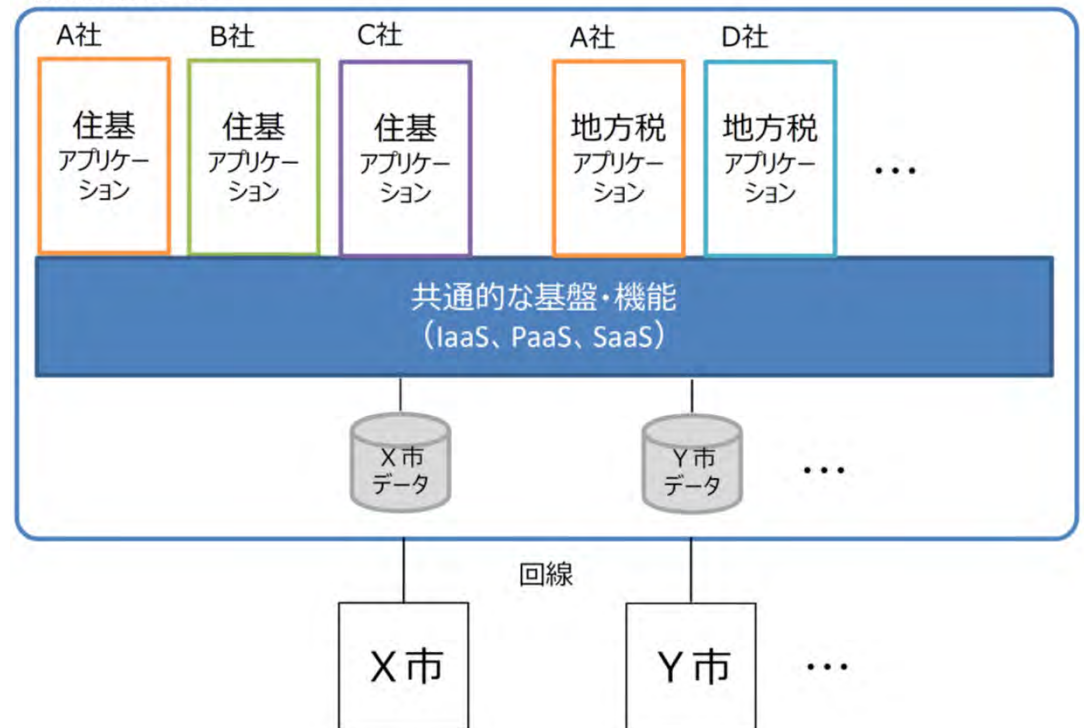
- 地方公共団体の基幹業務（※）システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

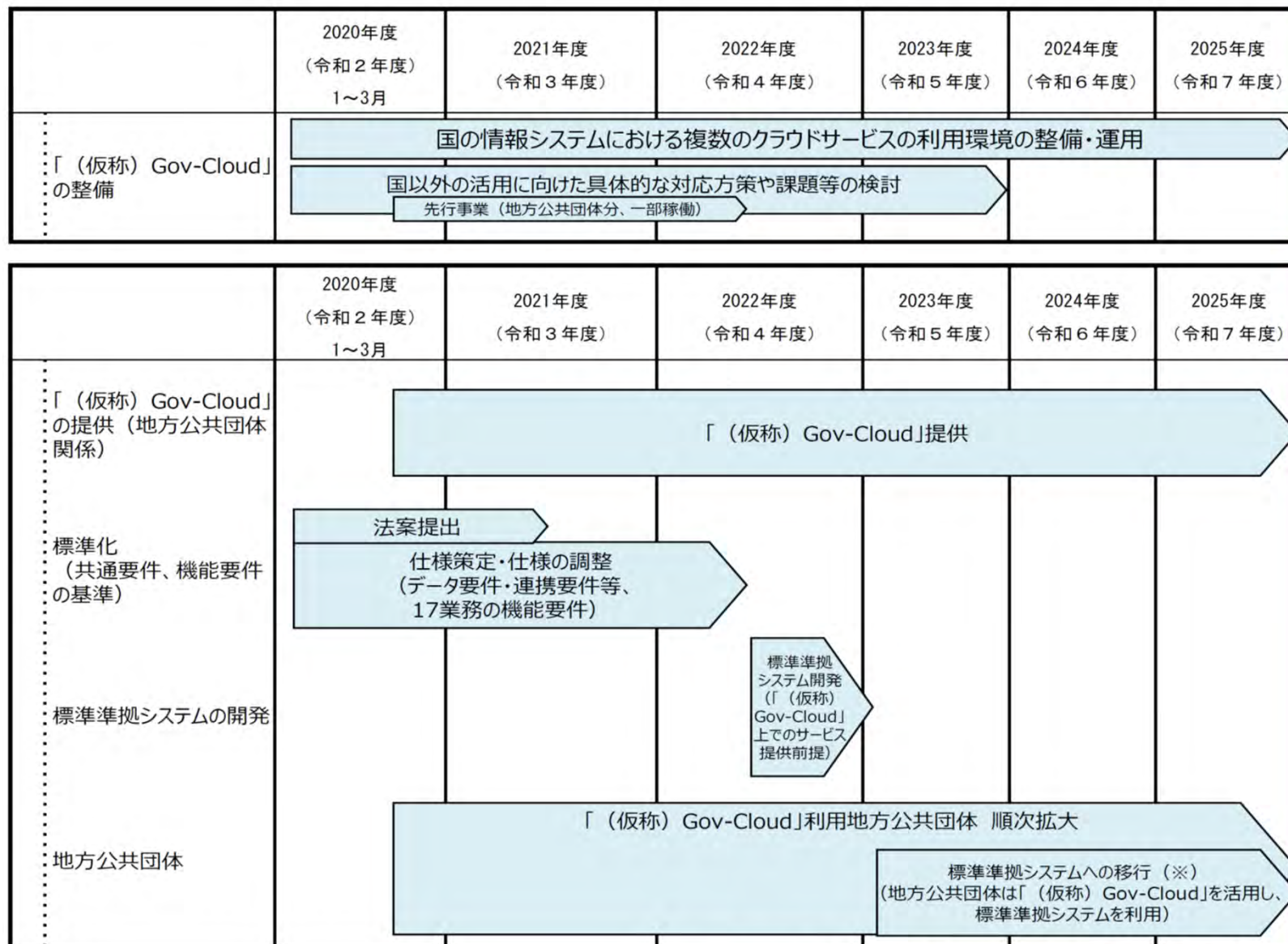
- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

ガバメントクラウド



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

Ⅳ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。